

壁紙品質情報管理システム登録商品の技術基準

制 定 平成 14 年 9 月 18 日
最終改正 平成 25 年 1 2 月 9 日

1. 適用範囲

この技術基準は、J I S A 6921 の品質規格に適合し、J I S マーク表示された壁紙、もしくはこれと同等の品質を有し、国土交通大臣によりホルムアルデヒド発散等級の認定を受けた壁紙及び防火壁装材料の認定を受けた壁紙で、日本壁装協会の壁紙品質情報管理システム（以下、「管理システム」という。）に登録する壁紙について規定するものである。

2. 壁紙の種類

壁紙の材料区分・種類は次のとおりとする。

(1) 紙系壁紙

紙（普通紙、難燃紙、紙布）を主素材とする壁紙。

ただし表面化粧層にプラスチックを $20 \text{ g} / \text{m}^2$ 以上使用したものを除く。

（例）和紙・加工紙・紙布を主素材とした壁紙、及び紙にコルク・金属箔（厚さ $9 \mu\text{m}$ 以下）・ツキ板などで表面化粧を施した壁紙

(2) 繊維系壁紙

有機質の繊維を主素材とする壁紙

イ. 植物性繊維又はレーヨン等のセルロース系再生繊維を主素材とするもの。

化学繊維との混紡・交織などを含む。

（例）セルロース系繊維による織物・編物・不織布・たて糸整経・植毛など

ロ. 化学繊維（アクリル、ポリエステル等）を主素材とするもの。

（例）アクリル繊維、ポリエステル、ナイロンなどによる織物・不織布・たて糸整経・植毛など

ハ. 動物性繊維織物を主素材とする壁紙

（例）動物性繊維（絹、ウールなど）を主素材とするもの。

(3) 塩化ビニル樹脂系壁紙

塩化ビニル樹脂を主素材とするか、又は表面化粧層に $20 \text{ g} / \text{m}^2$ 以上塩化ビニル樹脂を使用している壁紙。

裏打ち材には普通紙、難燃紙、無機質紙、織布などが用いられることがある。

(4) プラスチック系壁紙

塩化ビニル樹脂を除くプラスチックを主素材とするか、又は表面化粧層に $20 \text{ g} / \text{m}^2$ 以上プラスチックを使用している壁紙。

裏打ち材には普通紙、難燃紙、無機質紙、織布などが用いられることがある。

(5) 無機質系壁紙

無機質紙・無機質骨材・ガラス繊維など無機質を主素材とする壁紙。

ただし、表面化粧層にプラスチックを $20 \text{ g} / \text{m}^2$ 以上使用したものを除く。

(6) その他

イ. 特有の施工法による壁紙。

(例) どんす張り、現場塗装仕上げ

ロ. その他上記の5種類に該当しないもの

3. 日本壁装協会の管理システムに登録した壁紙を出荷する際には、製品情報ラベル及び防火製品表示ラベル(日本壁装協会登録)を使用することが出来る。

又、登録した壁紙を裁断した場合の表示には、資格を得た流通業者が日本壁装協会シックハウス対策品ラベルを出荷ラベルと共に貼付することができる。

なお、下記の項目を正しく記入し、日本壁装協会に提出した場合は、自社で製品情報ラベル及び防火製品表示ラベル(日本壁装協会登録)を作成することが出来る。(自社で作成したラベルは、日本壁装協会に提出することとする。)

3.1 製品情報ラベル(JISマーク表示壁紙用)

- (1) JIS A 6921 を記入し、JIS認証番号
- (2) 退色性、耐摩擦性試験(I又はII)
- (3) 材料構成
- (4) JISマーク
- (5) ホルムアルデヒド発散等級(F☆☆☆☆)
- (6) 製造業者名

3.2 製品情報ラベル(大臣認定用)

- (1) 大臣認定番号
- (2) 材料構成
- (3) ホルムアルデヒド発散等級(F☆☆☆☆、F☆☆☆)
- (4) 製造業者名

3.3 防火製品表示ラベル

- (1) 認定番号
- (2) 基材との組み合わせによる防火性能
- (3) 材料区分
- (4) 防火種別
- (5) 原則的な施工条件
- (6) その他、必要な認定条件等

4. 表示の規制

日本壁装協会の管理システムに登録した壁紙を除き、これと紛らわしい表示、あるいは誤認させる手段等を用いて商品を出荷してはならない。

5. 原則的条件

(1) 壁紙の品質については、JIS A 6921の規格に適合しJISマーク表示された

もの、又はそれと同等の品質を有しホルムアルデヒド発散等級の大臣認定をうけたものとする。

- (2) 品質管理は、製造業者の責任において行う。
- (3) 壁紙の安全性については、次の規格に準ずるものとし、安全性の確認等の品質管理は製造業者の責任において行う。
- イ. 塩化ビニルモノマー：ISO 6401 で規定する試験方法によって検出されないこと。
- ロ. ホルムアルデヒド：JIS A 6921 に定められた規定値以下であること。
- ハ. 有害な重金属を含まない顔料を使用すること。
- ニ. 可塑剤には難揮発性のものを使用すること。
- (4) ホルムアルデヒドの発散量の確認
- イ. JIS A 6921「壁紙」の6.3.6のホルムアルデヒドの放散量試験による。
発散量が 0.2mg/L 以下は令第20条の5第4項に規定するホルムアルデヒド発散が無いとみなす建築材料とされる。
- ロ. JIS A 1901小形チャンバー法の規定に従って行なう。
- ①発散速度が $0.005\text{mg/m}^2\text{h}$ 以下は令第20条の5第4項に規定するホルムアルデヒド発散が無いとみなす建築材料とされる。
- ②発散速度が $0.005\text{mg/m}^2\text{h}$ を超え $0.02\text{mg/m}^2\text{h}$ 以下は令第20条の5第3項に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料とされる。
- (5) 下張り工法に用いる下張り紙は和紙系のものであって、質量は 38g/m^2 以下であること。又その難燃性については、JIS A 1322に規定された試験方法により、30秒加熱をした場合、防災2級以上の性能を有すること。
- (6) 防火壁装材料の防火性能に関する品質管理試験は、コーンカロリメータによる発熱性試験を原則とし、その評価方法は建築基準法百八条の二（不燃材料）、同施行令第一条五項（準不燃材料）、同第五項（難燃材料）によるものとする。
- (7) 品質管理用の試験体の作成方法及び下地基材
- イ. 認定書に定められた下地基材に、認定条件に従って壁紙を張りつける。
なお、複数の下地基材が指定されている場合は、最も使用頻度が高い基材、又は最も性能が劣ると思われる基材を使用する。
- ロ. 製品の表面が凸凹加工等により平滑でないものは、最も薄い部分が試験体の中心になるように作成する。

(代表例)

不燃材料	厚さ	6 mm	のけい酸カルシウム板
不燃石こうボード	厚さ	12.5 mm	の不燃石こうボード
準不燃材料	厚さ	9.5 mm	の準不燃石こうボード
金属板	厚さ	0.27mm	の亜鉛めっき鋼板

6. 共通事項

(1) 施工条件

施工条件は、標準施工法とする。

標準施工法とは、日本壁装協会制定の標準施工法をいい、接着剤の配合及び塗布量もこれに基づくこととする。

(2) 接着剤

接着剤は、J I S A 6922 の品質に適合し、J I S マーク表示されたもの、もしくはホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大官認定を受けたものであること。

①品質については、防火性能を損なう恐れのあるもの、有害な化学物質を含有するもの、接着後に経時劣化を生じ易いもの及び悪臭を発生するものを使用してはならない。

②揮発性化学物質の放出が極めて微小であり、かつ持続しないこと。

(3) 難燃処理を必要とする場合、または特別の機能を付与させるため使用する化学物質（単一物質又は混合物）については、その安全性についてのデータシートを確認し、確実に保管すること。

(4) 壁紙の質量は、J I S Z 8703 に規定する標準状態の場所に 24 時間放置したときの質量をいう。

7. 附 則

(1) 本基準について疑義が生じた場合は、壁紙品質情報管理システム運営委員会もしくはその付託を受けた技術委員会の判断による。

(2) 本基準を改廃する場合は、壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会が協議の上、理事会の承認を得るものとする。

(3) 本技術基準は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。

(4) 本技術基準の改正は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

細 則

1. 防火壁装材料の種別は以下による。

＜別表＞防火壁装材料の種別

防火種別	防火性能						
	施工方法／直張り				施工方法／下張り		
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃		—	—	—
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃		—	—	—
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃			
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃			
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃			
6-4	不燃	—	—	不燃			
6-5	不燃	—	—	—	—	—	—

2. 本細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

3. 本細則の改廃は、壁紙品質情報管理システム運営委員会と技術委員会の協議により、理事会の承認を得るものとする。

4. 本細則の改正は、平成 25 年 12 月 9 日から施行する。

【 注意事項 】

1. 防火壁装材料の通則的認定商品を移行した個別認定の防火材料とはじめから個々の企業で防火材料の認定を取得した個別認定では、認定のされ方が異なっているため、ほとんどの場合、同一の認定条件とみなすことは出来ません。
2. 認定申請時点で表面化粧フィルムを記載して認定申請を行っていない場合は、認定書の別添に記載されません。
又、施工条件等も申請時点の内容で認定書に記載されます。
認定書の別添に記載されていない条件で壁紙を製造、施工した場合は、認定条件違反となりますので注意して下さい。
3. 日本壁装協会の管理システムに登録し、商品番号を壁紙品質情報検索システム(以下、「検索システム」という。)に登録できる壁紙は以下の壁紙です。
 - ①防火材料会員Cで協会との協約を結んでいる団体に登録されている施工管理者が標準施工法で施工できる壁紙（防火材料）
 - ②責任施工を条件として自社で施工管理を行う壁紙（防火材料）
4. 日本壁装協会の防火製品表示ラベル及び防火施工管理ラベルを使用できる防火材料は、日本壁装協会の管理システムに登録し、商品番号を検索システムに登録した壁紙のみです。
5. 防火壁装材料の下地に使用できるものは、防火壁装材料の標準施工法に示された法定防火材料に限ります。法定防火材料とは、告示 1400 号に示す不燃材料及び告示 1401 号に示す準不燃材料を指します。難燃材料は防火壁装材料の下地としては除かれます。国土交通大臣の認めた不燃材料並びに準不燃材料との組合せによる性能表示は、認定取得者により別途確認が必要であり、かつ協会が発行する防火施工管理ラベルの表示はできません。
6. 下張り工法に使用される下張り紙の性能確認並びに施工後の性能表示については、当分の間認定取得者の責任において取り扱わざるを得ませんのでご注意ください。協会にて防火等の性能確認が行なわれ、かつ下張り紙の供給が行なわれれば、標準的な施工法として取扱われます。
7. インクジェットプリントによる加工を前提として認定を取得している防火壁装材料は、認定取得者の管理のもとにインクジェットプリント加工され、流通段階では品番が検索システムに登録され、品番ごとに絵柄が決まっている場合は、工場での印刷工程を、インクジェットプリントで行なったものとみなすことができるので、通常の手続きで構いません。それ以外の場合は責任施工として取扱いますので、協会に取扱いを申請してください。 以上